
本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1－1－1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、公認会計士審査会及び企業会計審議会が置かれており、13年度末現在、全体で一般職851名及び特別職3名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

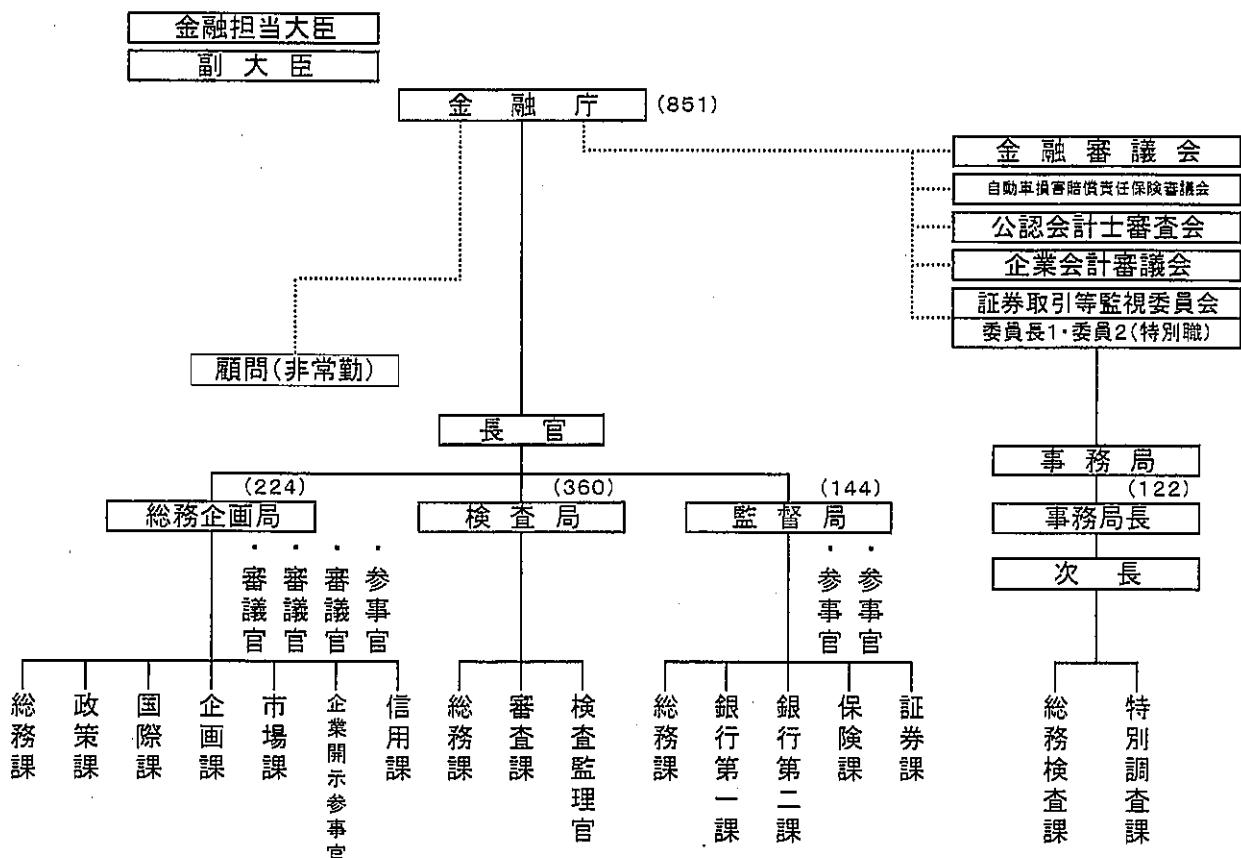
金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

(参考)金融庁の組織(平成13年度末)



第2節 平成14年度の体制整備（資料1-2-1）

「緊急経済対策」(13年4月)、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(「骨太の方針」同年6月)や「改革先行プログラム」(同年10月)で、証券市場の構造改革や不良債権問題の抜本的解決が重要な政策課題とされる中、これらの諸課題に迅速かつ的確に対処するため、平成14年度予算においては、以下のような体制整備が認められた。

1. 証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会では、証券市場の構造改革が重要な政策課題とされる中、個人投資家の証券市場に対する信頼を確固たるものとするため、現体制「122人」に対し、5割増の「61人」の増員を図る。

なお、財務局証券取引等監視官部門での増員「39人」と合わせると、全体で「100人」の増員が図られることとなった。

2. 檢査局

検査局では、不良債権の最終処理を確実に進めるため、主要行の自己査定の正確性を高める観点から主要行に対して「年1回検査」、「フォローアップ検査」に加え、市場の評価に著しい変化が生じているなどの債務者に着目した「特別検査」

を実施する体制を整備するほか、ITを利用した新たなシステム業務・取引への対応、証券市場活性化のための環境整備を図るため、証券会社や投信会社に対する検査体制を整備することとし、全体で「46人」の増員を図る。

3. 監督局

監督局では、ペイオフ解禁後の監督業務を迅速かつ的確に実施するため、「参事官」を新設するとともに、不良債権問題の正常化等に向けた体制整備の一環として、「監督調査室」を新設し、監督上必要な調査機能を抜本的に強化するなど、全体で「14人」の増員を図る。

4. 総務企画局

総務企画局では、金融・経済を巡る情勢の急激な変化に的確に対応した、金融制度の整備・改善等を行なうため、調査・研究体制を充実・強化するなど、金融行政を総合的に担うための企画調整機能を強化することとし、全体で「13人」の増員を図る。

(参考) 金融庁の平成14年度定員

	13年度末定員	14年度定削	14年度増員	増員後の定員
総務企画局	225	—	13	239
検査局	360	▲2	46	404
監督局	144	▲1	14	156
監視委員会	122	▲1	61	182
合計	851	▲4	134	981

(注) 1. 総務企画局の定員には長官を含む。

2. 増員後の定員には、監督局から総務企画局への定員振替1を含む。